

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案の主な改正点

○ 「震災編」を「地震・津波災害編」に変更

- 東日本大震災の津波による甚大な被害をふまえ、「震災編」を「地震・津波災害編」に変更し、津波対策を拡充強化

※ 赤字：新規 黒字：拡充

津波災害対策

総則

①不測の事態への備え

- 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、各種対策を推進
(たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視)
- 県広域消防防災センター等を活用した防災知識の普及啓発
- 児童生徒用ハンドブック等を活用した防災教育の実施（防災に対する姿勢を身につけるための教育）
- 防災関係職員の危機管理能力の向上を目的としたロールプレイング方式による図上訓練

②津波シミュレーション調査による富山県における津波レベルの想定

○国では、2つのレベルの津波を想定（太平洋側の海溝型地震を想定）

- ① 発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- ② 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

○本県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記①の百年に1度程度の「発生頻度の高い津波」は文献調査において確認されていない。上記②についても、文献調査において、東日本大震災のような（600～1,000年と推定される）海溝型の津波は確認されていない。

○国においては、太平洋側の東海・東南海・南海地震などの海溝型地震による津波や、日本海側では、北海道沖から新潟県沖にかけての日本海東縁部で発生する地震による津波など、発生頻度の高い津波を想定して調査を実施しているが、本県の近海においては、調査が実施されていない。

○本県では、念のため、あらゆる可能性を考慮して、県民の一層の安全・安心の確保に資するため、さらに発生確率の極めて低い、3～5千年に1度程度の活断層（呉羽山断層帯）や、未確認の断層（糸魚川沖や能登沖の断層）による津波を想定することとする。

○調査内容：津波高、到達時間、浸水想定図等

※ 市町村が、避難場所や避難経路などを記載した津波ハザードマップを作成できるよう、想定される浸水域全てについて、10m メッシュで浸水想定図を作成

予防

1 避難計画の作成、避難場所等の指定

①津波ハザードマップの作成・充実

- 津波シミュレーション調査結果（津波高、浸水想定域、到達時間等）の県民への周知
- 啓発手段として、県広域消防防災センターや様々な広報媒体の幅広い活用
- 市町村で、県の調査結果・助言を踏まえた津波ハザードマップの作成、住民への説明

②津波避難ビル等の指定、避難場所や避難路の整備

- 市町村では津波避難ビル等の避難場所の指定。県では市町村に対する助言。
- 徒步での安全・確実な避難が行えるよう避難路や避難階段等を整備
- 緊急避難場所は、浸水の危険性の低い場所に整備。予め住民と防災関係機関が活用する場所の配置方針作成
- 住民が、避難生活を送る避難場所と津波からの緊急避難場所とを間違えないよう周知徹底

③徒步避難原則の徹底等と避難意識の啓発

- 本県では、津波の規模や発生確率は海溝型地震と比べ低いものの、活断層地震が発生した場合、短時間での津波到達が予想されるため、短時間で避難が可能となるまちづくりを推進
- 市町村では、本県の特性に応じた津波避難計画の策定。県では、市町村に対する助言
- 徒步による避難を原則としつつ、地域の状況を踏まえ、自動車利用も含めた避難方法の検討
- 県民に対する津波避難行動の普及啓発

④災害時要援護者の避難支援

- 防災や、医療・保健・福祉等の専門分野の連携による、避難後の要援護者の支援方策の検討
- 市町村では、平常時から要援護者情報把握・共有、消防職員等の避難誘導に係る行動ルール作成など、要援護者避難体制の整備

2 防災教育の強化、防災知識の普及啓発、地域防災力の向上

①防災教育の充実と地域防災力の向上

- 県広域消防防災センターを活用した防災知識の普及啓発の実施
- 児童生徒等が防災に対する姿勢を身につける防災教育の強化
- 自主防災アドバイザー等を活用した自主防災組織の組織率の向上と活性化
- 地域において防災リーダーとなる防災士の育成
- 自主防災組織における津波対策資機材整備の促進
- 自主防災組織と地域の消防団、学校、福祉団体、企業等との連携促進（県・市町村による支援）

②実践的な防災訓練の実施

- 季節、時間、複合災害等あらゆる事態を想定した県総合防災訓練の実施
- 自主防災組織における地震・津波等を想定した防災訓練の促進（昼夜間人口の実態把握）

3 津波防災地域づくり、多重防護施設や避難路等の整備

①地域防災計画と都市計画の有機的な連携

- 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく施策実施
- 関係部局による共同での計画作成など、津波防災の観点からのまちづくりの推進

②多重防護と施設整備

- 耐震診断や補強等による海岸保全施設等の耐震性の確保
- 内陸での浸水防止機能を有する道路盛土等を活用

③行政関連施設、福祉施設等は、浸水リスクが少ない場所に建設

- 行政関連施設、災害時要援護者に関する施設等は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地
- やむを得ず、浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建築物の耐浪化、非常用電源設置場所の工夫等の実施

応急

1 情報伝達体制の充実

①津波警報と防災対応

- 気象庁による津波警報の改善を踏まえた防災活動の見直し（住民への津波警報等の伝達の改善等）

②情報伝達体制の充実・強化

- 走行中の車両、運行中の列車、船舶等にも確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の活用
(防災行政無線やテレビ・ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む）のほか、サイレン、エリアメールなど、あらゆる手段の活用)

2 消防団員等の防災対応

①消防団員等の防災対応に係る行動のルール化

- 消防職員、警察官、市町村職員等の安全性を考慮した防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定

復旧

1 震災復旧対策

①長期的復興計画の策定

- 復興対策の研究の実施、他県の先進事例の調査等

地震災害対策

総則

①不測の事態への備え

- ・災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、各種対策を推進
(たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視)
- ・県広域消防防災センター等を活用した防災知識の普及啓発
- ・児童生徒用ハンドブック等を活用した防災教育の実施(防災に対する姿勢を身につけるための教育)
- ・防災関係職員の危機管理能力の向上を目的としたロールプレイング方式による図上訓練

②呉羽山断層帯被害想定と減災目標の設定

※ 想定死者数 4,274 人、住宅耐震化率 85% (10 年間) で死者数半減

③業務継続計画 (BCP) の策定

- ・県、市町村、防災関係機関等の業務継続計画 (BCP) の策定

予防

1 耐震性の強化

①一般住宅の耐震化の促進

- ・一般住宅の耐震化に対する支援・普及啓発の強化

※呉羽山断層帯地震に係る減災目標(耐震化率 85%、10 年間)の設定

②学校、公共施設等の耐震化の推進

- ・県立学校、県立大学のほか、私立学校を含む小中学校の耐震化(県立学校は 27 年度末に 2 年間前倒し)
- ・天井の崩落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止等のための所有者等への指導啓発の実施

③公共土木施設、ライフライン施設、交通施設の耐震性と液状化対策の強化

- ・河川、海岸、土砂災害防止施設の耐震化
- ・道路、鉄道、港湾、漁港、空港の耐震性の強化
- ・上下水道施設や、電気、ガス、通信施設の耐震性の強化
- ・液状化に関する知識の普及啓発、浅部地盤データの収集・データベース化による液状化対策

2 防災活動体制等の整備

①避難施設の防災機能の向上、緊急地震速報受信システムの整備

- ・避難場所や近傍での地域完結型の備蓄施設の確保
- ・井戸や簡易トイレ等の避難生活に必要な施設・設備や、災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備
- ・女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営
- ・学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備

②県庁被災時の対応方針策定と代替機能整備

- ・業務継続計画 (BCP) の策定
- ・県広域消防防災センターの災害対策本部代替機能の確保

③超広域災害への備え、各種防災関係機関等との連携強化

- ・遠方の都道府県や市町村との応援協定締結の推進、民間事業者等との応援協定の締結
- ・県広域消防防災センターの県外からの応援部隊受け入れなど受援機能の確保

3 救援・救護体制の整備

①災害医療コードィネート機能の強化

- ・災害時医療活動の調整を行う「災害医療対策チーム」の災害対策本部内への編成、現地の医療救護活動に係る関係機関との連携体制の構築

②備蓄品の確保と災害救援ボランティア活動の強化

- ・県広域消防防災センターの災害時用備蓄品の備蓄機能の確保
- ・県広域消防防災センターの救援物資の輸送、集積、配給など輸送拠点機能の確保
- ・最低 3 日分の非常食、飲料水等の備蓄など、県民への災害時の備えの普及啓発
- ・円滑にボランティアを受け入れるためのボランティアコーディネーターの養成
- ・富山県大学連携協議会との連携による学生ボランティアの円滑な受け入れ

4 防災行動力の向上

①防災教育の充実、地域防災力の向上

- ・県広域消防防災センター等を活用した防災知識の普及啓発
- ・児童生徒用ハンドブック等を活用した防災教育の実施(防災に対する姿勢を身につけるための教育)
- ・自主防災アドバイザー等を活用した自主防災組織の組織率の向上と活性化
- ・自主防災組織による避難訓練実施の促進(町内の昼夜間の人口実態の把握)
- ・地域において防災リーダーとなる人材の育成

②職員の危機管理能力の向上

- ・防災関係職員の危機管理能力を向上させるための防災教育の強化
- ・ロールプレイング方式による図上訓練を実施するなど、実践的な防災研修の実施

③防災訓練の充実

- ・季節、時間、複合災害等あらゆる事態を想定した県総合防災訓練の実施
- ・緊急地震速報対応訓練や、消防、警察、自衛隊、DMAT 等と連携した応急活動訓練の実施

④地域防災計画や被害想定のビジュアル化

- ・ビジュアルに富んだわかりやすい地域防災計画概要版による防災意識の啓発

応急

1 応急活動体制、情報収集伝達

①応急活動体制の見直し

- ・県 DMAT 指定病院の指定、県 DMAT 派遣に係る協定の締結
- ・LP ガスの安定的な供給
- ・被災地域で対応困難な重症患者の広域搬送のため、広域医療搬送拠点、SCU(臨時医療施設)の設置
- ・災害時医療活動の調整を行う「災害医療対策チーム」の災害対策本部内への編成

②市町村の災害対策本部機能喪失等への対応

- ・被災市町村に対する迅速な支援を行うため、「被災市町村支援チーム」を災害対策本部内に編成
- ・被災市町村支援チームにより、被災市町村の被害状況や対応能力等の調査

③情報の収集・伝達体制の強化

- ・災害情報を確実に県民に伝えるため、多様な伝達手段の活用
(防災行政無線やテレビ・ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む)のほか、サイレン、エリアメールなど、あらゆる手段の活用)
- ・J-ALERT 及び衛星携帯電話の活用
- ・防災行政無線のデジタル化の推進
- ・消防救急無線のデジタル化の推進

2 災害時要援護者への援助、応急住宅対策

①福祉避難所の指定

- ・市町村により、社会福祉施設や介護保健施設等を福祉避難所として指定

②在宅の災害時要援護者への対策強化

- ・要介護者のニーズに応じた備品や物資等の福祉避難所での整備など、災害時要援護者の支援対策の強化

③応急仮設住宅の確保対策

- ・応急仮設住宅の必要戸数想定と事前の建設予定地選定
- ・民間賃貸住宅の借上げによる供与の体制整備

復旧

1 震災復旧対策

①長期的復興計画の策定

- ・復興対策の研究の実施、他県の先進事例の調査等